

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2011 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2011年4月号(J140)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

### 今月のトピックス

- 01 「寧記」麻辣火鍋店の商標係争、知的財産局で差戻し審査
- 02 ラコステのタグに「Crocodile」と印刷、字が小さいため不起訴
- 03 「無塵氏」と「駆塵氏」の商標争い、両者の並存は可能
- 04 電池の「BOSS」商標登録、裁判官が許可せず
- 05 「九華山」商標争い、福祿寿が勝訴
- 06 トカゲに似ている? ヤモリ商標登録は妥当、差戻し審査へ
- 07 米サンダイラーの「力之源」商標訴訟、再び敗訴
- 08 「PRO-RELIEF」歯磨剤商標の登録請求、棄却される
- 09 ブログに「瑪法達」を貼り付けて懲役40日
- 10 写真の合理的使用はニュースに限る
- 11 不実の価格比較、PChomeに100万新台湾ドルの賠償命令
- 12 PChome オンラインショッピング、業者の不実告知に一部責任あり
- 13 3Mが台湾でパネルに10億新台湾ドル投資、オプトエレクトロニクスを重点に
- 14 特許審査情報の電子検索サービス始まる
- 15 震災への救済措置、日本企業の特許出願は期限を緩和
- 16 世界のICT企業トップ250、台湾が18社を占めて3位

### 台湾知的財産権関連判決例

01 著作権関連

マイクロソフト海賊版ゲームCDを販売したことにより 261万円の賠償判決

## 02 公平取引法関連

法律上の拘束力の有無を問わず、契約、協議でなくても共同行為に至らしめることなら黙約でさえ一種の合意であるとした事例

## 03 営業秘密・競争禁止関連

「競争禁止」の契約規定に違反

---

# 今月のトピックス

## J110304X2

### 01 「寧記」麻辣火鍋店の商標係争、知的財産局で差戻し審査

中華寧記食品有限公司（China Ning Chi Foods Co., Ltd.、以下「中華寧記」）が台北市信義路四段で営む「寧記火鍋店」と、先に創業したと主張する光復南路の「寧記麻辣火鍋店」は、「寧記」商標をめぐる10年余りにわたり争ってきた。最高行政裁判所は両社の「寧記」の字体が似ているため類似の商標に属しており、また「寧記麻辣火鍋店」の登録の方が早いため、知的財産局に対して差戻し審査を行い、法に適した処分を行うよう命令する判決を下した。【最高行政裁判所判決-100判172-20110217】

中華寧記側の主張によると、1995年以前から経営してきた「寧記火鍋店」を1995年5月台北市信義路四段へ移転し、1997年に「寧記」2文字の商標を登録出願した。その知名度は高く、消費者は「寧記」と標記された商品に関して中華寧記が製造者であると知っている。

一方、「寧記麻辣火鍋店」の経営者である陳〇〇はこれを不満として裁判所に対して異議申立を行い、「寧記麻辣火鍋店」は中華寧記の「寧記火鍋」商標登録出願より早い1995年5月に「寧記」商標の登録出願を行っており、さらに中華寧記は「寧記」商標を用いて加盟店に使用させているため、消費者に誤認混同を生じさせやすいと主張している。(2011.03)

## J110305X2

### 02 ラコステのタグに「Crocodile」と印刷、字が小さいため不起訴

衣料ブランドの仏ラコステ（Lacoste）とシンガポールのクロコダイル（Crocodile）が再び「ワニ」の商標をめぐる法廷で争っている。クロコダイルは、ラコステの台湾代理店である永三企業股份有限公司（Yun San Corporation、以下「永三」）が商標タグに「Crocodile」という文字を印刷したため、商標法に違反しているとして告訴していた。

検察側はラコステが提出した関連資料に基づいて調べたところ、ラコステの衣料の襟ぐり、左胸及びタグにワニの商標と「Lacoste」の文字商標が明瞭に標示されていたが、クロコダイルが指摘したタグに印刷されているという「Crocodile」の文字はタグの下部によく見えないほど小さな文字であることが分かった。

また検察によると、永三が「Crocodile」を商標として使用しようとするならば、衣料の目立つ場所に標示して消費者の目につきやすくするはずであり、タグ下部にのみ標示するようなことはしないだろう。

さらに「Crocodile」は英語で「ワニ」の意味を持つ単語であり、検察官は永三の行為は消費者に当該ワニ図案商標の英語がCrocodileであると示しているにすぎず、クロコダイルの商標権を侵害したという積極的な証拠はないため不起訴処分とすることを決定した。(2011.03)

## J110312X2

### 03 「無塵氏」と「駆塵氏」の商標争い、両者の並存は可能

クロス（ぞうきん）やモップなど清掃・衛生用品に使用されている「無塵氏」商標と「花仙子駆塵氏」商標との争いは、最高行政裁判所から両者は市場で並存できるという判決を下された。【最高行政裁判所判決-100判298-20110310】

花仙子企業股份有限公司（Farcent Enterprise Co., Ltd.、以下「花仙子」）は1997年にモップなどの商品で使用する「花仙子駆塵氏」商標の登録を出願して許可を得た。一方、紳宇実業

有限公司 (OIMO Industrial Co., Ltd、以下「紳宇」) は 2004 年にぞうきんなどの清掃・衛生用品で使用する「無塵氏」商標の登録を出願した。

2007 年 2 月、花仙子は知的財産局に対して無効審判を請求し、紳宇の「無塵氏」が「花仙子駆塵氏」と類似しており、指定商品も類似度が極めて高いため、「無塵氏」商標の取消を請求した。知的財産局は「無塵氏」商標登録の取消処分を決定した。

紳宇はこれを不服として行政訴訟を提起し、「花仙子駆塵氏」は花の妖精が埃を取り除くという意味であるのに対して、「無塵」は清潔という意味であり、両者は全く異なると主張した。知的財産裁判所は審理の結果、知的財産局の処分を取り消した。花仙子もこれを不服として、最高行政裁判所に上訴していたが、上告棄却のため判決は確定となった。(2011.03)

## J110318X2

### 04 電池の「BOSS」商標登録、裁判官が許可せず

慧坦科技股份有限公司 (ATOM Technology Inc.、以下「慧坦科技」) は電池等を指定商品とする「BOSS」商標登録を出願して登録査定を受けたが、独ヒューゴ・ボス (中国語名: 德商雨果伯斯商標管理公司、英語名: Hugo Boss Trade Mark Management GmbH & Co. KG) が異議申立を行い、審査の結果、商標の登録は取り消された。慧坦科技はこれを不服として行政訴訟を提起していたが、裁判官は「BOSS」商標はすでに知名度が高く、両商標が極めて類似しており、またヒューゴ・ボスが経営を高度に多角化しているとして、訴えを棄却した。さらに上訴することができる。【知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 191-20110310】

裁判官によると、ヒューゴ・ボスは 2001 年経営項目として「通信伝達」サービスが許可されており、その後韓国サムスンと共同で「HUGO BOSS」携帯電話端末とイヤホン、メモリカード、バッテリー等のアクセサリを発売しており、確実に誤認混同を生じさせるおそれがあるため、上述の判決を下した。(2011.03)

## J110316X2

### 05 「九華山」商標争い、福祿寿が勝訴

福祿寿国際酒品股份有限公司 (Fortune Brewery International Co., Ltd.、以下「福祿寿」) は「九華山」商標を登録しているが、九華山酒業股份有限公司 (JiuHuaShan Wine Co., Ltd.、以下「九華山酒業」) の会社名が福祿寿の商標と同一であり、同名称の酒を生産しているため、裁判所に対して訴訟を提起し、4 万 3500 新台幣ドルの支払いを請求した。裁判官は先日、九華山酒業に対して今後「九華山」と同じ又は類似した文字を会社名として使用したり、「九華山」の商品名で酒を生産したりすることを禁じ、1 万 4500 新台幣ドルを支払うことを命じる判決を下した。さらに上訴することができる。【知的財産裁判所民事判決-99 民商訴 37-20110310】

裁判官によると、九華山酒業は酒メーカーとして著名ではなく、「九華山」を酒の商標とすると、酒の特定の品質、信用又は地方の特性を示すことができない。一方、福祿寿の「九華山」商標は合法的な商標であり、九華山酒業が当該商標で酒を生産したならば、福祿寿の「九華山」商標を侵害することになるため、上述の判決を下した。(2011.03)

## J110321X2

### 06 トカゲに似ている? ヤモリ商標登録は妥当、差戻し審査へ

靴を製造する宋〇〇は經濟部知的財産局に対してヤモリの図案を服飾・靴の商標として登録するよう出願していたが、知的財産局は当該商標が仏アニエス・トゥルーヴレ (Agnes Trouble) 氏の有名ブランド「agnes b.」のトカゲ商標に類似しているとして拒絶査定を行った。宋〇〇はこれを不服として行政訴訟を提起。裁判所は審理の結果、両動物が類似しているからといって宋〇〇の商標登録を拒絶するべきではないと判断し、知的財産局に対して差戻し審査を行うことを命じた。【知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 207-20110303】

アパレルブランド「agnes b.」は 1975 年パリで誕生し、世界には 250 カ所近い専門販売店がある。当該ブランドは自然とシンプルを強調している。この商標行政訴訟におけるトカゲ商

標は、実際に創設者が飼っていたペットで、その後当該ブランドのスポーツシリーズの商標となった。

靴メーカーを営む宋〇〇は 2009 年に頭が右側に向いているヤモリの図案の下部に英語名「GECKO STEP」を配置した商標の登録を知的財産局に出願し、自社で生産する靴のブランドとしようとした。ところが知的財産局は審査した結果、同商標が「agnes b.」が登録している 3 種類のトカゲの商標及び独サラマンデル社 (Salamander GmbH) の商標に類似しているとして拒絶査定を行った。

宋〇〇は裁判所に対して行政訴訟を提起し、「agnes b.」のトカゲ商標はいずれも頭が上に向いており、ドイツの商標もファイアサラマンダー (火のトカゲ) であり、宋〇〇が出願した頭が右、尾が左に向いているヤモリの図案とは全く異なると主張した。

知的財産局は、宋〇〇の商標の下部には英語のブランド名が配置されているが、両者とも爬虫類の図案を使用しているため、外観が極めて類似している上、宋〇〇は服飾・靴における使用を指定しており「agnes b.」と同一であるため、消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあると判断した。

これに対して裁判所は自然界における動物の外観は元来似ており、ヤモリ商標の下部には英語名称も配置されているため、知的裁判所の拒絶査定処分を取り消し、知的裁判所に差戻し審査を行うよう命令する判決を下した。(2011.03)

## J110327X2

### 07 米サンダイラーの「力之源」商標訴訟、再び敗訴

米サンダイラー社 (中国語名: 美商仙妮蕾德国際公司、英語名: The Sunrider Corporation D.B.A. Sunrider International) は 2009 年に「力之源」をハーブ健康食品の商標として経済部知的財産局に登録を出願したが、台湾で長い歴史を持つ漁人製薬股份有限公司 (Fisherman Pharmaceutical Co., Ltd、以下「漁人製薬」) の「力源」口服液商標と極めて類似しているという理由で拒絶査定を受けた。サンダイラー社は知的財産裁判所に対して行政訴訟を提起したが、再び敗訴の判決を受けた。同案はさらに上訴することができる。【知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 192-20110317】

サンダイラー社側は、同社の「力之源」商標と漁人製薬の「力源」商標は市場が異なるため、消費者に誤認混同を生じさせるおそれがないと主張し、知的財産局の不当な処分と訴願決定を取り消して登録を許可するよう裁判所に請求した。

裁判官が調査した結果、漁人製薬の「力源」商標は現在通用される横書きの読み方に基づいて左から右へ「源力」と読むが同社が商標を登録した 1981 年当時、中国語横書きは右から左へと「力源」と読んでおり、サンダイラー社が登録を出願した「力之源」と同様に「力の源」の意味を持っていることが分かった。

裁判官は両者の呼称と観念が類似しており、用途、機能及び消費者層も共通又は関連しているため、消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあると判断し、サンダイラー社の訴えを棄却した。(2011.03)

## J110328X2

### 08 「PRO-RELIEF」歯磨剤商標の登録請求、棄却される

米コルゲート・パーモリーブ (中国語名: 美商美国棕欖公司、英語名 Colgate-Palmolive Company、以下「コルゲート」) は「PRO-RELIEF」を「高露潔 (コルゲート)」歯磨剤の商標として登録しよう出願していたが、経済部知的財産局から拒絶査定された。コルゲートはこれを不服として知的財産裁判所に提訴していたが、敗訴の判決を受けた。【知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 190-20110310】

コルゲート側によると、世界各国で口腔ケア製品を販売する際、外包装に当該商標を印刷しており、すでに二十数カ国で商標を登録している。また消費者が当該商標を同社歯磨剤の効能説明と混同することはない。さらに知的財産局はすでに「PRO」で始まる商標の登録を多数許可している。

一方、知的財産局の主張によると、コルゲートの「PRO-RELIEF」は中国語で「專業鎮痛」の意味を持ち、これを商標とすると消費者は当該商品には鎮痛効果があると考え、商品効能説明の意味を持つため、登録することはできない。

知的財産裁判所は審理の結果、知的財産局の主張を認めコルゲートの訴えを棄却した。(2011.03)

### J110306X3

#### 09 ブログに「瑪法達」を貼り付けて懲役 40 日

宋〇〇は有名星占いサイト「瑪法達」の情報を自らのブログに貼り付けて、閲覧可能としていたため、複製権と公衆送信権を侵害したとして原作者から告訴されていた。台北地方裁判所は宋〇〇が著作権法に違反したと判断し、懲役 40 日を科すが、罰金への転換も可とする判決を下した。

裁判所は宋〇〇のブログを印刷した資料、電子メールなどを調べ、宋〇〇は確かに原作の著作権を侵害していると判定した。裁判官は著作権法違反により懲役 40 日を科すが、罰金への転換も可とする判決を下した。本件はさらに上訴することができる。(2011.03)

### J110329X3

#### 10 写真の合理的使用はニュースに限る

ケーブルテレビ局の東森電視 (Eastern Broadcasting Company) は 2009 年 7 月に同社の番組「台湾啓示録」を放映した際に、カメラマンの潘〇〇が撮影した写真 2 枚の出所を明記せずに使用したため、潘〇〇から賠償請求の訴訟を提起されていた。【知的財産裁判所民事判決-99 民著訴 85-20110317】

東森電視側の主張によると、同番組を制作した際に「戦争與和平紀念館」で潘〇〇の作品を撮影した。その後同館が提供した光ディスクの画質の方が良かったため光ディスク内の一部を切り取り番組内で放映したのであり、これは合理的な使用範囲に属する。

しかしながら知的財産裁判所は審理の結果、同番組は特集に属し、一般的な時事報道とは異なるため、報道のための合理的な使用とはみなすことができず、放映時に出所と撮影者が明記されていない場合は侵害行為にあたるとの判断を示し、東森電視に対して潘〇〇への賠償金 15 万新台湾ドル支払いを命じる判決を下した。(2011.03)

### J110315X4

#### 11 不実の価格比較、PChome に 100 万新台湾ドルの賠償命令

燦坤実業股份有限公司 (Tsann Kuen Enterprise Co., Ltd.、以下「燦坤」) は 2008 年 4 月に「会員招待会」を開催し、低価格で家電 3C 製品の販売を行った。網路家庭國際資訊股份有限公司 (PChome Online Inc.、以下「PChome」) は燦坤を牽制するため自社サイトにおいて不実の価格比較広告を掲載した。燦坤は PChome による悪意ある競争を不服として告訴していた。台北地方裁判所は PChome が燦坤の信用を毀損したとして、PChome に対して 100 万新台湾ドルの賠償金支払いとサイトにおける判決書 4 日間掲載を命じた。【台北地方裁判所民事判決-98 重訴 290-20110310】

PChome は広告において、消費者に燦坤が会員招待会で販売する商品の種類が少なくすぎると誤認させた上、両社の計算ベースが異なる価格の商品を比較し、さらには燦坤が販売していない製品についても燦坤の価格は PChome より高いと指摘した。

燦坤側は、PChome のやり方は取引の秩序に影響を及ぼし燦坤の信用を毀損したとして、1,000 万新台湾ドルの賠償金支払いと新聞と大手ポータルサイトにおける判決書の掲載を請求していた。

一方、PChome 側は実際に燦坤の店舗で価格調査を行うとともに、燦坤の広告カタログで価格比較広告を作成し、行政院公平交易委員会 (公取委に相当) から不実だと認定されたのは比較した 28 品目中 11 品目だけであり、すでに合理的に査証を行っているとは答弁していた。(2011.03)

J110329X4

## 12 PChome オンラインショッピング、業者の不実告知に一部責任あり

オンラインショッピングサイト「PChome 線上購物」は不実告知に関わったとして行政院公平交易委員会（公取委に相当）から 60 万新台幣ドルの罰金を科せられた。網路家庭國際資訊股份有限公司（PChome Online Inc.、以下「PChome オンライン」）はこれを不服として訴願を提起したが棄却され、その後裁判所に行政訴訟を提起していた。最高行政裁判所は、PChome は広告内容に対して最善の査証と注意の義務を行っていなかったとして、PChome の敗訴確定を言い渡した。【最高行政裁判所判決-100 判 348-20110317】

裁判官によると、公平交易法（公正取引法）第 21 条でいうところの「広告行為の主体」は広告制作者に限らず、広告内容の提出、制作から掲載までの過程における各方の広告行為への参加度によって決まる。消費者の角度からみると、広告を通じて認知し直接商品取引を行う対象は PChome であるため、PChome は広告主の一つであると考えられる。(2011.03)

J110311X5

## 13 3M が台湾でパネルに 10 億新台幣ドル投資、オプトエレクトロニクスを重点に

台湾と中国が兩岸經濟協力枠組協定（ECFA）を締結して以来、外国企業の台湾に対する追加投資が増えている。世界的な大手企業の 3M も、台湾に「グリーンビルディング」イノベーションセンターを設置すると発表した。さらにタッチパネルや光学用ゴム等の新技術に関しても工場建設や研究開発等を含む投資を行う。台湾に対する投資額は 10 億新台幣ドルを上回ると推算される。

3M 台湾子会社の董事長によると、台湾 3M は昨年の売上高成長率が 65%に達して子会社 65 社のなかでトップとなった。また新製品開発指数も 40%に達し、他の子会社をリードしており、台湾の優れた商品開発力と販売力を示している。(2011.03)

J110301Y1

## 14 特許審査情報の電子検索サービス始まる

知的財産局は米国、オーストラリア、日本などを参考とし、台湾の特許審査案件に関する情報の透明度を高めるため、3月1日から「特許審査公開情報検索機能」電子サービスを提供し始めた。今後はインターネットを通じて、今年3月以降に公開条件を満たした発明特許出願案件を検索できるようになる。これにより出願者や代理人が特許明細書を作成する際の参考となり、特許審査官が拒絶査定を行う比率が下がることが期待される。

しかしながら、個人情報保護法の規定を考慮して、經濟部知的財産局は 2011 年 2 月 24 日に「特許審査情報公開電子サービスの個人情報保護措置公告」を公示した。特許案件のすべての文書はネット上で一度に全文を公開せず、同局が出願者の個人情報又は営業機密に関わる内容のスクリーニングや一部遮蔽を行い、出願者に対して個人情報を出願書類以外に個人情報を掲示しないよう指導を強化してから徐々に公開の範囲を拡大していく。

またサービス向上のために、知的財産局は 3 月 1 日から優先権証明書の新たな発給制度を実施すると公布した。今後は新規出願案件について同局が電子ファイルを作成し、出願者が優先権証明書を申請する際に、手続きを経て特許出願日を審査・確認した後、同案件が出願日を取得した最初の中国語明細書及び図面（図説）を同局が自ら印刷し（訳注：従来は申請者が添付していた）、優先権証明書を作成するだけでよく、時間と資源を節減することができる。(2011.03)

J110314Y1

## 15 震災への救済措置、日本企業の特許出願は期限を緩和

經濟部知的財産局は 2011 年 3 月 15 日付公告において、2011 年 3 月 11 日に発生した日本での大震災が原因で法定期間内に特許と商標の出願案件手続きを行うことができなかった場

合、特許法第 17 条第 2 項及び同法施行細則第 10 条又は商標法第 9 条の規定に基づいて原状の回復を請求することができる。同局は原則的に案件毎の具体的な状況に応じて寛大に認定する。

このため特許及び商標等の各種出願案件が日本の大震災が原因で証明書類等を法定期間内に提出できなかった場合、理由を説明すれば、知的財産局は個別の状況に応じて寛大に認定し、期限切れとはみなさない。(2011.03)

## J110302Y8

### 16 世界の ICT 企業トップ 250、台湾が 18 社を占めて 3 位

経済建設委員会は経済協力開発機構（OECD）が2010年12月に発表した「情報技術アウトック2010(Information Technology Outlook 2010)」を引用して以下のように述べている。世界の ICT 企業上位 250 社 (Top 250 ICT 【Information and Communication Technology】 firms)(2009年売上高で比較)のうち、台湾は18社を占め、同番付に入った44の経済体のなかで3位となった。これは米国の75社、日本の52社に次ぐものであり、その他の「アジアの龍」(韓国6社、香港4社、シンガポール2社)やBRICs(ブラジル6社、ロシア2社、インド5社、中国4社)を大きく上回っており、台湾ICT産業が世界のサプライチェーンにおいて重要な地位を占めていることを示すものだ。

OECD は、インターネット経済の成長が ICT 企業のイノベーションによって牽引されていると強調している。2000～2009 年における研究開発費の年成長率の上位 10 社において、台湾の鴻海(Hon Hai Precision Ind.Co.,Ltd.、成長率 34%)、光宝(Lite-On Technology Corporation、31%)、仁宝(Compal Electronics, Inc、30%)がそれぞれ 5、6、9 位に番付されている。大同(Tatung Co.、28%)も 13 位に入っている。経済建設委員会は、台湾の ICT 産業の実力が今回の金融危機の打撃を受けていないことを示すものだとして強調している。(2011.03)

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 著作権関連

#### マイクロソフト海賊版ゲームCDを販売したことにより 261 万円の賠償判決

裁判番号：台湾台北地方裁判所 97 年智字第 27 号民事判決

裁判案由：侵害行為損害賠償

裁判期日：2008 年 11 月 13 日

関係法律条文：商標法第 61、63 条第 1 項第 3 号、同条第 3 項 (2003.5.29)、著作権法第 88 条 (2006.5.30)

#### 判決要旨

- (一) 商標権侵害の部分：裁判所では、マイクロソフトの海賊版ディスクを 1 枚につき 1120 元の価格で賠償を計算する旨の要求が不合理であり、1 枚につき売価 80 元から 100 元の平均価格の 700 倍の罰金に処し、商業的名誉の損失 10 万円を加え、計 6 万 3 千円とするのが合理的であると認めた。
- (二) 著作権侵害の部分：著作権法の規定では、著作財産権において 1 万元以上 50 万元以下の賠償額を請求することができることとなっているので、裁判所はマイクロソフトが要求した一種類の海賊版ゲームにつき 100 万円の賠償金が高すぎるので、一種類の海賊版ゲームにつき 5 万円で、「development kit」を 10 万円で計算し、計 245 万円で、商標権及び著作権の侵害賠償金を合計 261 万 3 千円とすることが合理であると認めた。

原告：米国マイクロソフト代表者 ThomasC.Rubin.S.A.

被告：Z〇〇

上記当事者間の侵害行為損害賠償請求事件について、本裁判所での口頭弁論が 2008 年 10 月 23 日に終結したので、次の通り判決する。

主文：被告は原告に NT\$261 万 3 千及び 2007 年 12 月 19 日より弁償日まで年利率 5%で計算した利息を支払うべきである。

被告は費用を負担し、附表三に示す通りの謝罪広告を長さ 25 センチ、広さ 19 センチのサイズで経済日報の一面の下半分のページに掲載すべきである。

原告のその他の訴を棄却する。

訴訟費用は被告が 4%負担し、そのほかは原告が負担する。

本判決第一項については、原告は被告のために NT\$87 万の担保金を供した後、仮執行を行うことができる。但し、被告がもし NT\$261 万 3 千の担保金を供した場合、仮執行を免ずることができる。

原告のそのほかの仮執行の申立を棄却する。

## 事実概要

- (一) 被告は「XBOX」等商標図形、文字は原告が法によって經濟部中央標準局（現在の經濟部智慧財産局）に登録を出願し、商標専用権を取得し、コンピュータ、コンピュータプログラムのあるディスク、テレビ及びコンピュータに接続するゲーム機など及びそのほか同類に属する一切の製品に使用が指定され、今でも専用期間内にあり、原告の同意又は許諾を得ずに同一商品に同一の登録商標を使用してはならないこと、前記商品であることを明らかに知りながら販売したり、販売を意図して陳列したりすることができないこと、原告が「XBOX」にセーブされている（XBOX Development Kit）コンピュータプログラム著作及び原告が発行した XBOX、XBOX360 ゲームソフトに対する著作権を享有して、原告の同意又は許諾を得ずに無断で複製したり、営利を意図し、所有権移転の方法で散布したりしてはならないこと、XBOX ゲームディスクが XBOX 本体で執行されたとき、テレビスクリーンに XBOX 等商標図形が出現し、消費者にそのゲームソフトがマイクロソフトが発行したものであることを思わせることを明らかに知りながら、敢えて無断で上記登録商標を同一商品に使用して販売し、他人の著作権の侵害の犯意に基づき、2006 年 12 月初め頃、NT\$4 万余りの価格で、附表一、二に示す通りの XBOX、XBOX360 海賊版ゲームディスクを購入した後、2006 年 12 月より 2007 年 1 月 31 日まで、その経営に係る店で上記ゲームディスクを陳列し、NT\$80 から 100 で不特定の人に販売して利益を図り、同じ期間において所有のコンピュータ、DVD ライターなどの設備で無断で上記のディスクを複製して販売し、原告の著作権及び商標専用権を侵害し、原告に損害を与えていたところ、2006 年 1 月 31 日に警察当局に取り締まられ、コンピュータ本体 2 台（DVD ライター搭載、キーボード及びマウスを含む）、液晶モニター 1 台、プリンター 1 台、海賊版 XBOX ディスク 473 枚、XBOX360 ディスク 284 枚、空ディスク 1 ロット、コットンケース 1 ロットなどが押収され、台北地方裁判所刑事法廷 96 年度訴字第 1736 号判決では、被告の著作権法違反が構成する、と認められ、顕かに被告が原告の権利を侵害した。
- (二) 著作権部分：原告の起訴主張では、著作権はそれぞれ計算すべきで、一度で数個の著作権を侵害したとしても、逐一その損害額を計算すべきであるので、原告が自ら発行した 47 種類のゲームソフトについて、一つのソフトを一単位として 100 万元で計算し、被告が 4700 万元の賠償金を支払うべきであると裁判所に申し立て、又、被告が「Development Kit」コンピュータプログラム著作を侵害した行為について、原告は状況が最も嚴重な 500 万元の賠償金を申し立てた、となっている。
- (三) 商標法部分：原告は、被告は原告の許諾を得ずに原告の商標を押収された海賊版 XBOX、XBOX360 ゲーム CD に使用し、押収された商品の小売価格はマイクロソフト公式サイトで発表した売価が US\$19.99～49.99 の間となっているので、その平均価格は約 US\$35 で、台湾ドルに換算すると NT\$1120 位（為替レート 1:32 で計算する）になり、被告が販売を意図し、故意に商標権を侵害した行為は顕かに嚴重だったので、侵害状況が最も嚴重な小売価格 1500 倍で損害賠償金額を定めるべきであると裁判所に申し立てた。  
又、商標法第 63 条第 3 項の規定では、商標権者の業務上の信用、名声が侵害により損害されたときは、別途相当する賠償額を請求することができる、となっている。係争海賊版商品の品質が低劣で、消費者に原告 XBOX ゲームの品質もよくないものと連想させ、それに被告は係争海賊版 XBOX を低い価格で販売し、原告の定価策略を破壊したので、被告が原告に 100 万元の商業的名誉の損失を賠償すべきであると裁判所に



申し立てた。

- (四) 被告の行為は原告の社会的評価にマイナスの影響を与え、原告の名誉にも損害を与えたので原告は民法第 195 条の規定により、被告に対して名誉回復のため適当処分を請求し、被告が費用を負担し、新聞紙に添付一に示す通りの謝罪広告の掲載を要求することができる。

#### 理由摘要

- (一) 商標法違反の部分：商標法第 63 条第 1 項第 3 号の規定では「押収された商標専用権を侵害した商品の小売単価」を指している、「商標専用権が侵害された商品の小売単価」を指すものではなく、本件の海賊版ゲームディスクの小売単価は 80 元～100 元不等で、平均数の 90 元で小売単価を計算すべきで、原告が市場価格 1120 元で計算した小売価格の主張は採用できない。  
原告が受けた損害及び被告が得た利益は 700 倍で賠償額を計算するのが適当なので、その損害額は 63000 元になる。  
被告は低い価格で海賊版ゲームソフトを販売し、消費者に原告の定価策略を誤解させるおそれがあり、原告の商業的名誉に損害を与えたので、その侵害状況を斟酌した上、商標法第 63 条第 3 項の規定により、被告は原告に商業的名誉の損失として 10 万円を賠償すべきである。
- (二) 著作権法違反の部分：被告は 2006 年 12 月より 2007 年 1 月 31 日に警察当局に取り締まれたまで、店を設置して上記の海賊版ディスクを販売し、その販売期間が 2 ヶ月だったので、原告が受けた損害及び被告が得た利益を斟酌すると、ゲームソフトの部分について、一種類のゲームソフトを 5 万円で、「Development Kit」コンピュータプログラム著作を 10 万円で損害額を計算するのが適当である。
- (三) 新聞紙への謝罪広告の掲載：被告は同意を得ずに、XBOX ゲームディスクを複製し、その複製したものの品質がよくなく、原告の信用及び名誉に影響を与え、且つ原告の定価策略を破壊し、消費者を誤解させ、既に原告の名誉を損ねたので、原告の被告に対する添付三に示す通りの謝罪広告の新聞紙への掲載要求は、名誉回復の適当処分なので、許可すべきである。
- (四) 原告は商標法及び著作権法の規定によって被告に対して、261 万 3 千円の賠償金（ $163000+2450000=2613000$ ）及び年利率 5% で計算した利息を支払うこと、及び添付三に示す通りの謝罪広告を新聞紙に掲載することなどの請求には、理由があり、許可すべきであり、そのほかの請求には理由がなく、棄却すべきである。

## 02 公平取引法関連

法律上の拘束力の有無を問わず、契約、協議でなくても共同行為に至らしめることなら黙約でさえ一種の合意であるとした事例

### ■ハイライト

最高行政裁判所は先日、台湾中油股份有限公司（以下、中油という）と台塑石油化学股份有限公司（以下、台塑化という）は 2002 年から 2004 年の間に数回にわたって同時に同じ幅の価格調整を行ったことが、公平取引法で禁じられている「聯合行為」（日本の独禁法でいう「共同行為」に相当）にあたるとして、中油に敗訴の判決を言い渡し、これで中油が聯合行為を行ったことが確定した。

この判決によって、契約、協議を経なくても聯合行為に該当するとされることがあり得る。事実上、共同行為につながるようなことならば、法律の拘束力の有無を問わず、公平取引法第 7 条第 1 項にいう「その他の方法による合意」に属する。

公平取引委員会（以下、公平会）は、同二社は数回にわたってレギュラーガソリン及び高給ディーゼル油の価格を同時に調整したことを自ら進んで調査した結果、中油と台塑化は事前にかつ公開で価格調整情報の意思を伝達し、同時に、同じ幅の価格調整になり、国内ガソリン市場の価格及び需給機能に影響を与えるに足りる、と認定した。このため、2004 年 10 月、同二社に対し「直ちに違法行為を停止する」と命じるほか、それぞれ 650 万円の過料を科する処分を下した。

同二社は直ちに訴願（この処分についての不服申立て）を提出し、2005 年 5 月の訴願決定

で、原処分 of 過料処分の部分が取り消され、公平会に二ヶ月以内に新たに適法な処分を命じた。

調査したところ、2002年4月1日から2004年9月22日まで中油と台塑化による「同時、同じ幅」の価格調整行為は15回も行った。

判決では、台湾は中油と台塑化二社のみがガソリンを供給し、ガソリン市場は全面的に自由化し、自由競争ができる市場であるため、潜在的な競争者が存在するはずではあるが、共同的に価格を引き下げる行為はやはり市場競争効果にマイナスを来し、市場における合法的な競争を与える。したがって、同二社がいう価格調整は卸売り価格に限り、消費者に売る小売価格に影響せず、川下市場の競争機能の減損には至らないという抗弁は採用できない、としている。

最高行政裁判所判決

裁判番号：98年度判字第91号

裁判期日：2009年02月12日

控訴人：台湾中油股份有限公司

被控訴人：行政院公平取引委員会

主文：控訴を棄却する。

控訴人の訴訟費用は控訴人が負担する。

## 一. 事案概要

国内ガソリン供給事業者の控訴人と台塑化は数回にわたってレギュラーガソリン及び高給ディーゼル油の価格を同時に調整したため、公平取引法に違反する。被控訴人は職権により自ら進んで調査に乗り出し、控訴人と台塑化は事前かつ公開に価格調整情報の意思を伝達し、同時かつ同じ幅の価格調整行為になり、国内のガソリン市場の価格及び需給機能に影響するに足り、公平取引法第14条第1項本文で禁じられている聯合行為に該当する。公平会は同法第41条前段規定により、2004年10月21日公処字第093102号処分書をもって、控訴人及び台塑化二社に処分書が送達された日の次の日から、直ちに前項違法行為を停止し、並びに控訴人及び台塑化に新台幣ドル650万円をそれぞれ科する処分にした。控訴人はこれを不服として、訴願を提起し、行政院2005年5月27日付院台訴字第0940085752号訴願決定をもって原処分のうち、過料に関する部分を取り消し、被控訴人に二ヶ月以内に新たに適法な処分をするよう命じ、残りの部分は棄却するとした。控訴人は原処分及び訴願決定における過料以外の部分についてなお不服があり、行政裁判を起こした。

## 二. 判旨

- (一) 公平取引法第14条前段、第7条第1項、第2項及び第3項、第41条前段はそれぞれ、「事業者は連合行為をしてはならない。」(第14条前段)、「本法においていう連合行為とは、事業者が契約、協議又はその他の方法による合意によって、競争関係のある他の事業者と共同で商品若しくは役務の価格を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引相手、取引地域等を制限し、相互に事業活動を拘束する行為をいう。」(第7条第1項)、「前項においていう連合行為とは、同一の生産・販売の段階における事業者の水平的統合が、生産、商品取引若しくは役務の需給に係る市場機能に影響するものに限る。」(第7条第2項)、「第一項においていうその他の方法による合意とは、法律上の拘束力の有無を問わず、契約、協定以外の意思の連絡が形成されることによって、事実上共同行為の成立に至らしめるものをいう。」(第7条第3項)、「公平取引委員会は本法規定に違反した事業者に対し、期限を定めてその行為の停止、改善又は必要な是正措置を命じ、並びに新台幣ドル5万元以上、2,500万元以下の過料を科することができる。」(第41条前段)を規定している。したがって、もし事業者が競争関係にある他の事業者が事実上共同行為に至らしめる意思連絡をもって、或いは更に協議で商品若しくは役務の価格を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引相手、取引地域などを制限し、市場の需給機能に影響を与えるに足りる場合、公平取引法で禁じられている聯合行為に該当することになる。被控訴人は当然のこと、公平取引法第41条前段規定により、其の行為の停止、改善又は必要な是正措置を命じることができる。このほか、新台幣ドル5万元以上2500万元以下の過料を科することもできる。
- (二) 控訴人と台塑化は数回にわたって価格調整を行った過程においては次の特徴が見られる。1. 数回にわたる価格調整の過程においては、率先して価格調整を発表する者

は必ず前もって価格調整の情報（特に価格調整の時点、調整の幅）を公布する。価格調整の情報を発表する時間帯はおよそ価格調整予定の半日前から数時間前。ライバル（競争相手）がニュースなどマスコミを通じて競争相手が事前に価格調整の情報を知った後、通常は速やかに価格調整に追随すると発表する（例えば、台塑化は2003年4月15日に価格調整、引き下げ或いは引き上げ開始の時点を修正する行為）。もし、競争相手が価格調整に追随すると発表せず、或いは価格調整はするが、調整の幅が異なるときは、率先して価格調整の情報を流した業者は直ちに新価格が実際に発効する前に、価格調整を放棄し、或いは先に予告していた調整の幅を修正することを発表する（例えば控訴人が2002年8月20日、2004年1月16日、2004年9月22日の調整の幅の修正行為）。新価格が発効する予定時間前に、もし競争相手が発表する価格調整の幅が一致すれば、新価格は予定時間後に実施する。

- (三) 控訴人の前記価格調整の方法を照らし合わせて、価格調整発動（引き上げか引き下げかを問わず）者は価格調整時間及び調整の幅を含めて、いつも「前もって」ニュースを通じて価格調整の情報を直接競争相手に伝え、そして同業者もマスコミを通じて予告時間と新価格実施時間の時間差の間に反応を示す。以上のことから、控訴人が価格調整の情報を発表する際は「即時に実施しない」、また「必ずしも実施をしない」で、ただ予告に過ぎず、絶対に控訴人がいう「確定価格」ではない。要は、相手方の反応次第である。更に進んで言えば、ただの価格追随の場合、率先して価格調整を行い、そして引き上げを実施する業者は、競争相手がもし値上げに追随しない可能性、或いは追随はするが、値上げ幅が比較的低いという顧客流失のリスクにさらされることもあり得る。したがって、値上げのタイミングと幅を慎重に決定する必要があり、値上げに成功する確率が比較的低い。然しながら、もしニュースを通じて発表し、また前もって価格調整情報を予告すれば、率先して値上げを発動する業者はリスクもなく新価格を実施し、値上げの発動に成功することができる。故に、控訴人と台塑化は価格調整の予告を通じて競争相手の反応を見計らい、或いは価格情報を交換し、意思を連絡する（互いに伝え合う）ことによって、控訴人と台塑化が同時に、かつ同じ幅の一致した価格調整を行った結果から、控訴人と台塑化の上記価格調整メカニズムは公平取引法第7条にいう「その他の方法による合意」の構成要件を満たすと認定するに足りる。

- (四) 控訴趣意書には、「ガソリン価格調整予告の仕組み」は主務官庁の指示によるもので、国民に情報を提供し、かつ物価の激しい変動を避け、経済的安定を維持するという政府の政策を考量したものであり、聯合行為ではないと主張する。本件は寡占市場における価格追随の硬直性であると控訴人はいうが、然しながら、調べたところ、控訴人による価格調整予告について、もし競争相手が価格調整に追随すると発表せず、或いは価格調整を発表するが、調整の幅が異なるときは、率先して価格調整の情報を発表した業者は直ちに新価格が実際に実施される前に、価格調整を放棄し、或いは先に予告した調整の幅を修正することを発表する。これは寡占市場の事業者間で明らかに互いに依存する関係があるから、比較的容易に契約、協議その他の方法による合意（その意思連絡は法律上の拘束力の有無を問わず、事実上共同行為に至らしめるものであれば、これに当たる。促進行為による黙約がこの種の合意にあたる）で聯合行為を形成しやすいからである。ガソリンのような寡占市場構造において、率先して値上げをする業者は競争相手が追随せず、加盟ガソリンスタンドを大幅に失うなどのリスクにさらされかねないので、値上げをしない一方は（値上げをしないことによって、価格調整を行った業者の市場を収めることが可能である。競争を避け、利益を確保するため、率先して価格競争を発動する業者は市場で予め価格調整の情報を公表し、市場におけるライバル同士に価格調整をこれから行うということを発信し、時間の遅延或いは情報の不正確さといったリスクを減らす。競争相手も「これを知った」状況で、価格調整に追随する、或いは追随しない能力、かつインセンティブがある。これにより、価格競争を発動した業者は価格維持、価格競争の撤回或いは価格競争戦略の調整によって、双方の利益の最大化を目指す。したがって、本件は控訴人がいう寡占市場における単純な価格追随の硬直性があるという状況とは明らかに異なる。

被控訴人は再三にわたって聯合行為が市場競争機能を減損するもので、市場では全く競争しないということではないことを主張するが、控訴人が加盟ガソリンスタンドに対する実際の供給価格、或いはガソリンスタンドが末端の小売価格においてはやは

り競争があるということは、本件処分で認定した事実とは全く異なる。別に調べたところ、被控訴人が引用する外国の事例或いは理論はアメリカの Ethyl 事件だけではない。他には、米裁判所の 1990 年の「In re Coordinated Pretrial Proceedings in Petroleum Products Antitrust Litigation」事件及び ATP 事件などがある。控訴人は原処分については米 Ethyl 事件だけがあり、その他の未調査事件に及ばないというのは誤解である。たとえ Ethyl 事件が米裁判所の破棄決定が確定したとしても、同事件で提出された「促進行為」理論は、全く参酌する価値がないわけではない。ましてや本件は聯合行為に該当するかどうかは、やはりわが国公平取引法関連規定を主な根拠とすべきであって、外国の事例は認定にあたっての助けに過ぎず、外国の事例は当該国の裁判所がこれについての判決がまだ出していないからといって、参考とすることができないということではない。控訴人がこれについて争うことは取るに足りない。

- (五) ガソリン供給業者の価格調整行為により、同時、同じ幅の価格調整を行うことは、水平的競争をする同業者の卸売価格を一致させることになるだけでなく、卸売価格調整を予告したあと、大多数のガソリンスタンドは即ち同時に、同じ幅の小売価格を調整する。これはガソリンスタンドの価格競争のスペースを縮減するとどまらず、ひいては消費者の権益に影響をもたらすことになる。したがって、水平的、垂直的競争においては、価格調整の予告は実質上市場競争機能の減損になる。

次に、市場機能による場合の値下げ幅が共同的な値下げによって小さくなる可能性があり、ガソリンスタンドの価格競争がこれによって限られ、最終的には消費者の権利を損なうことになりかねない。また、わが国ガソリン供給市場は中油と台塑化二社のみ。ガソリン市場は全面的に自由化し、自由に競争できる市場であり、潜在的な競争者がいるはずであるとはいえ、共同的な値下げ行為はやはり市場競争の効果にマイナスで、値下げ行為は市場における合法的な競争に影響しないとは認めがたい。控訴人が台塑化との価格調整は「卸売価格」に限り、ガソリンスタンドが消費者に売る「小売価格」に影響しないため、川下市場における競争機能の減損には至らず、さらに値下げが市場における自由競争機能に影響するに及ばないと控訴趣意書に主張するのも、理由として採用できない。一方、処分書 10 ページ目にいう「ガソリン供給業者が卸売価格を値上げするときは、ガソリンスタンドがそれを如何に小売価格に反映させるかは川下のガソリンサプライヤーの経営戦略の範疇で考えることである」は、ガソリンスタンドの小売価格がその経営戦略を考量するから、小売価格は必ずしも一致しない。これはガソリン供給業者が卸売価格を調整するときにガソリンスタンドが取得したガソリンのコストが必ず調整することとは異なることで、混同して論ずることではない。

- (六) 公平取引法第 7 条第 1 項にいうその他の方法による合意は、契約、協議以外の意思連絡を指し、法律上の拘束力の有無を問わず、事実上共同行為に至らしめるものをいう。同法第 7 条第 3 項にはっきりと定めている。上に述べた控訴人と台塑化間の価格調整行為における特徴と事実から、控訴人には事実上共同行為に至らしめる行為があったと認定するに足りる。したがって、原処分は前掲規定により、控訴人と台塑化に聯合行為があったと認定することは法にそぐわないことはない。原判決が本案事実だけで控訴人と台塑化の聯合行為を推定するに足りるとし、控訴人がガソリン価格調整及び追従行為に関する正当な理由を提出しない限り、その事実を動揺することができない。

### 03 営業秘密・競争禁止関連

#### 「競争禁止」の契約規定に違反

##### ■ハイライト

嘉義に設けられており、体が不自由な方に向けた電動カートの製造業者である成光会社に勤めている林氏など 5 名の従業員が次々と、性質が同一の別の電動カート製造業者に転職し、成光会社はそれ等の従業員が退職後 1 年以内に「競争禁止」の契約規定に違反したことを理由として、それ等の 5 名の従業員及び 5 名の保証人に対して、損害賠償を請求し、その金額は 60 万余元から 100 万元不等である。

5 名の従業員と成光とは競争禁止契約を締結し、その契約の規定によると、従業員はもし何らかの原因で退職した場合、1 年以内に「競争禁止」の規範を守るべきで、中華民国地域以内

のその他の同業に就職してはならず、さもなければ、従業員及びその保証人は退職前の月給の100倍を違約金として連帯賠償しなければならないという。高等裁判所台南支部合議廷の裁判官は、上記契約の通り、5名の従業員及びその保証人が違約の連帯賠償責任を負わなければならないが、成光会社の損害賠償請求額が高すぎると認めたので、5名の従業員及びその保証人がそれぞれ最低5万元、最高16万元不等の金額を賠償すべきである、と判決し、そして判決が確定した。

裁判番号：台湾高等裁判所台南支部 95 年度上易字第 208 号民事判決

裁判案由：損害賠償

裁判期日：2006 年 12 月 26 日

上訴人：林清耀  
詹麗敏  
林昀智  
陳英禎  
王文彰  
李明善  
賴守仁  
姚祈安  
林伯易  
林容璋

被上訴人：成光科技股份有限公司

上記当事者間の損害賠償請求事件について、上訴人が 2006 年 9 月 21 日台湾嘉義地方裁判所 94 年度訴字第 337 号第一審判決に対して上訴し、本裁判所での口頭弁論が 2006 年 12 月 12 日に終結したので、次の通り判決する。

主文：上訴を棄却する。

第二審訴訟費用は上訴人林清耀、詹麗敏の二人、林昀智、陳英禎の二人、王文彰、李明善の二人、賴守仁、姚祈安の二人、林伯易、林容璋の二人が各 5 分の 1 を連帯負担する。

#### 事実概要

被上訴人は 1964 年頃成立された公司であり、経営事業にはゴルフ乗用カート、体が不自由な方に向ける電動カートなどの運送道具及びそのパーツ製造が含まれており、上訴人林清耀、林昀智、王文彰、賴守仁、林伯易などの 5 人はもともと上訴人公司の従業員であり、又、上訴人詹麗敏、陳英禎、李明善、姚祈安、林容璋は順番に上記 5 人の連帯保証人であり、並びに保証契約を締結しており、その契約第 7 条第 4 項によると、被保証人がもし何らかの原因で退職した場合、共に 1 年以内は「競業禁止」の規範を守り、中華民國地域以内のその他の同業に就職せず、もし違反した場合、被上訴人公司に退職前の月給の 100 倍を違約金として支払い、連帯保証人が連帯保証賠償責任を負う、となっている。上訴人が退職後、敢えてそれぞれ隆成グループ傘下の公司に就職し、且つ被上訴人と同一の営業項目である体が不自由な方に向けた電動カートの生産に従事し、彼等が顕かに係争競業禁止契約に違反したので、被上訴人は双方の間に結ばれた競業禁止契約及び職務保証契約の法律関係に基づいて本訴を提起した。

#### 理由摘要

- (一)「人民の生存権、工作権及び財産権を保障すべきであることは憲法第 15 条に明文が規定されている。又、人民の工作権は絶対の権利ではないことは憲法第 23 条の規定を読めば分かることであり、被上訴人はその従業員が退職後、工商業の製造技術の秘密を漏洩するのを防ぐため、従業員が入社した時に、誓約書を提出させ、退職日より 2 年間以内に同業者への就職又は資料の提供をしてはならないこと、もし違反した場合は、損害賠償責任を負うべきであることを要求し、その競業禁止の約定には 2 年間従事してはならない工作種類の制限が付され、上訴人も同意しているので、憲法の人民工作権を保障する精神とは違背してはならず、その他の強制規定にも違反してはならず、且つ公共秩序とも無関係なので、その約定は無効とは言えない。」「雇われた者はその職責を果す義務があり、雇用期間に雇用者の同意を得ずに、自己又は第三者のため同類の営業事務に従事

してはならないことは当然だが、雇われた者が元の雇用者の営業資料で不公平競争しないように、双方は事前に雇われた者が退職後、特定期間内に雇用者と同一又は類似の業種に従事してはならない、と約定することができ、もし競業禁止の約定期間、内容が合理であれば、憲法の工作権保障に違反しない。」ことは、それぞれ最高裁判所 75 年度台上字第 2446 号、94 年度台上字第 1688 号裁判が参照できる。

- (二) 上訴人と訴外人の隆成グループとは電動カートの製造において競争同業なので、被上訴人はその従事している営業範囲以内の製品の製造、製造方法、技巧、資料などに関する営業秘密又は商業利益に関わる資料について、競争同業である訴外人の隆成グループに知られて略奪されるのを防ぐ必要があり、被上訴人と上訴人と競業禁止契約を締結した目的は、当該会社の営業秘密又は商業利益などの漏洩が発生しないこと及び不公平競争を避けることにあり、被上訴人にとっては、保護すべき利益が存在しているので、上訴人の「上訴人はクライアント、情報の略奪又はそのほかの悪質競争行為など、誠実/信用原則に違反した事情がなかったので、被上訴人には損害がなく、上訴人は賠償責任を負うべきではない。」云々の弁解には理由がない。
- (三) 上記 5 名の上訴人は被上訴人の公司では製品の研究開発、テスト、関係設計協調及び品保関係の仕事を担当していたので、被上訴人の公司に勤めていた時に上訴人の電動カート関係製造技術、営業秘密又は商業利益に関わる資料などを知らなかったことは認定し難い。上訴人等の「上訴人林昀智等 5 人は被上訴人の公司で担当していた職務は主な営業幹部ではなく、技能の低い職務だった。」云々の弁解は信用できない。又、係争競業禁止契約の制限期間が僅か 1 年で、長い期間ではなく、且つその契約では上訴人等 5 年に同業に就職できないことが要求され、彼等はそのほかの業務競争ではない業種に就職しないことが要求されていないので、係争競業禁止契約は上記 5 名の上訴人の工作権に対する制限は合理的範囲にあり、上訴人が指摘した「上訴人 1 年の工作権を剥奪した。」事情がなく、上訴要旨で双方が約定した競業禁止契約は民法第 247 条の 1 第 3 項「上訴人に権利を放棄させ、又は権利行使を制限する。」の規定に違反した、と指摘したことは理由がない。上訴人林清耀等 5 人は訴外人の隆成グループでは研究開発、品保を担当し、その性質が被上訴人公司の性質と近似しているので、上訴人は契約通りに被上訴人に違約金を支払うべきである。
- (四) 「当事者が約定した違約金は高すぎるか否かについては、一般的客観事実、社会経済状況、当事者の損害情况及び債務人が契約通りに履行した時、債権者が受けられる利益などに基づいて評価すべきである。もし約定した金額が実際の損害とかけ離れた場合、裁判所は斟酌した上で削減することができ、懲罰性違約金又は賠償額予定性違約金を問わず異なるものではない。」それは最高裁判所 49 年度台上字 807 号、79 年度台上字第 1915 号判例が参照できる。被上訴人は上訴人競業禁止期間にそのほかの保証措置もなく、上訴人が被上訴人の公司から退職し、隆成グループに就職した後、被上訴人のクライアント又は公司情報を大量に略奪したこと又は悪質競争行為をしたことなどの顕かに背信、又は誠実/信用原則違反の事情があったことを挙証して証明したこともなかったので、原審裁判所では上記事情を斟酌した上、双方が約定した違約金額は高すぎるとし、上訴人の退職前月給の 4 倍で計算することが適当である、と認めたことは不合理ではない。



台灣國際專利法律事務所

事務所:  
台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010